

株主各位

福岡市南区向野二丁目10番25号

日創プロニティ株式会社

代表取締役社長 石田 徹

(問い合わせ先)

取締役経営企画室長 諸岡 安名

TEL: 092-555-2825

## 第40回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

当社「第40回定時株主総会招集ご通知」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

## 記


## 1. 訂正箇所

「第40回定時株主総会招集ご通知」7ページ

株主総会参考書類 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## 2. 訂正内容（訂正箇所に下線を付して表示しております。）

(訂正前)

 しんごう <b>新郷</b> ただす <b>匡</b>	<b>再任</b>	<b>略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）</b>
		1983年 4月 株式会社福岡相互銀行（現株式会社西日本シティ銀行）入行 2011年 10月 同行人事部付調査役株式会社夢創作出向、同社管理本部総務部長 2012年 8月 同行監査部検査役 2014年 6月 同行監査部検査役監査主任者 2018年 9月 同行人事部付調査役当社出向、当社内部監査人 2019年 11月 当社転籍、内部監査人 2022年 4月 <u>当社内部監査室内部監査人（現任）</u>
<b>生年月日</b>		<b>重要な兼職の状況</b>
1959年10月25日生		該当なし
<b>所有する当社の株式数</b>		<b>取締役候補者とした理由</b>
一株		新郷匡氏は、財務、会計、法令等に係る専門的な知識と金融機関における内部監査経験、当社内部監査人としての内部監査経験を有する他、企業経営を監査する十分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 新郷匡氏は、補欠の監査役候補者であります。  
3. 新郷匡氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。

(訂正後)

しんごう  
新郷

ただす  
匡

再任

生年月日

1959年10月25日生

所有する当社の株式数

一株

略歴 (重要な兼職の状況)

1983年 4月 株式会社福岡相互銀行 (現株式会社西日本シティ銀行) 入行  
2011年 10月 同行人事部付調査役株式会社夢創作出向、同社管理本部総務部長  
2012年 8月 同行監査部検査役  
2014年 6月 同行監査部検査役監査主任者  
2018年 9月 同行人事部付調査役当社出向、当社内部監査人  
2019年 11月 当社転籍、内部監査人  
2022年 4月 当社内部監査室副室長 内部監査人 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

補欠監査役候補者とした理由

新郷匡氏は、財務、会計、法令等に係る専門的な知識と金融機関における内部監査経験、当社内部監査人としての内部監査経験を有する他、企業経営を監査する十分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 新郷匡氏は、補欠の監査役候補者であります。  
3. 新郷匡氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は3百万円又は法令が定める額のいずれが高い額であります。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務として行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております (但し、違法な報酬又は利益、故意の行為、過去又は係争中の損害賠償請求等に起因する損害を除く)。新郷匡氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上